

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月25日（平成30年（行個）諮問第133号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行個）答申第223号）

事件名：本人に対する休業補償給付等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が、平成29年特定月日付労災不支給になった根拠（説明事項1及び5以外）がわかる、特定労働基準監督署で作成された調査結果復命書一式。不支給になるまでの経緯（詳細）←→労災申請書提出の日から。調査も含む全文」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年1月23日付け東労発総個開第29-918号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 件名の内容で、労災不支給になった根拠が記載されていない。不支給になるまでの経緯も曖昧である。

イ 部分開示の内容は、利害関係者から聞き取ったものを、そのまま記載したにすぎない。

##### （ア）根拠

a 調査結果復命書の別紙「調査記録・調査内容」の項番7 調査官意見4行目から8行目

利害関係者から聞き取った言葉を、ただ羅列している。

b 同項9行目から10行目

利害関係者から聞き取った言葉を、ただ羅列している。

c 同項 1 1 行目から 1 3 行目

収集した資料を基にとあるが、不支給と判断した資料は部分公開の書類だけしかない。と事務官に言われた。上司である課長の回答も同様であった。

d 同項 1 4 行目から 1 7 行目

常時寒冷な場所での作業であったとは確認できないこと等利害関係者から聞き取った内容から、推測で記載である。

e 同項 1 8 行目から 2 1 行目

結局「「その他業務に起因することの明らかな疾病」に該当するものとは認められないため」と記載がある。

同様の見解を、平成 3 0 年特定月日、東京労働局特定課職員から言われた。

(イ) 「その他業務に起因することの明らかな疾病」と、不支給にしたい為の調査にすぎない。労災不支給になった根拠・不支給になるまでの経緯など出せるはずがない。現場を見ていないのだから。現場従業員に聞き取りをしていない。仮にこの部分公開がこの件名にあっていながら、マスキングは、公開するべきである。マスキング以外には経緯・根拠となるものがない。(平成 3 0 年特定月日、現場の立ち入りをしていないことを事務官に確認済)

ウ 平成 3 0 年特定月日、東京労働局特定課職員から、署名は自筆なので、個人情報になる。署名が判子なら個人情報にはならないから、開示になる。と言われた。公開されている名前であっても。

この根拠になる不開示の法律を聞いたが、「自分達はそう決めているから。これ以上何も言えない。」と繰り返していた。その根拠となる法律は何か。回答を求める。

エ 平成 3 0 年 1 月 2 3 日付け東労発総個開第 2 9 - 9 1 8 号の記 2 不開示とした部分とその理由 1 2 行目から 1 6 行目

これらは労働基準行政機関が行う事務に関する情報であっての部分が、理解できなかった為、質問した。

平成 3 0 年 4 月 2 3 日、東京労働局特定課職員「決めてになった部分。」との回答。

決めてになった部分は、平成 2 9 年特定月日、利害関係人への電話聴取書の 1 ~ 8 で、マスキングになっている。

何の考察もなく、利害関係人の話を聞き入れ、それを、不支給の根拠にしてしまう。事務に支障をきたすものなら。

事務官と利害関係人である特定会社との間で何か打ち合わせがあったとしか疑わざるを得ない。私には何が書かれているか見る権利がある。

決めてになった部分を，本人がみることができないのはどのような根拠に基づくことなのか。説明を求める。

よって，マスキングの公開を求める。

## (2) 意見書

審査請求人から，平成30年10月4日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから，その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成29年12月25日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「私が，平成29年特定月日付労災不支給になった根拠（説明事項1及び5以外）がわかる，特定労働基準監督署で作成された調査結果復命書一式。不支給になるまでの経緯（詳細）←→労災申請書提出の日から。調査も含む全文」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がその取消しを求めて，平成30年4月25日付け（同月26日受付）で審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，「私が，平成29年特定月日付労災不支給になった根拠（説明事項1及び5以外）がわかる，特定労働基準監督署で作成された調査結果復命書一式。不支給になるまでの経緯（詳細）←→労災申請書提出の日から。調査も含む全文」である。

#### (2) 不開示情報該当性について

##### ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の①，1の②，2の①，3の①，4の①，5，6，8の①，10の①，10の③及び12の不開示部分は，審査請求人以外の住所，氏名など，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号8の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、3の②、4の②及び10の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②及び10の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号8の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②及び10の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年7月25日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年9月6日     | 審議                |
| ④ | 同年10月4日    | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 平成31年3月7日  | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月26日      | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成29年特定月日付労災不支給になった根拠（説明事項1及び5以外）がわかる、特定労働基準監督署で作

成された調査結果復命書一式。不支給になるまでの経緯（詳細）←→労災申請書提出の日から。調査も含む全文」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号15に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

通番16は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が勤務していた事業場の上司及び同僚の氏名であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

### (2) その余の部分について

#### ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1、通番3、通番5、通番7、通番11及び通番13は、審査請求人以外の第三者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏

名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番10は、審査請求人以外の第三者の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番4、通番6、通番8及び通番14は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番12は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番 2 及び通番 15 は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の報告内容であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号及び 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 6 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の 6 欄に掲げる部分は、同条 2 号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を 維持する部分」として いる部分	5 不開示情 報 (法14条 該当号)			6 開示すべき部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	調査結果復 命書	1	① 1頁代表者氏名	○			
		2	② 3頁不開示部分	○	○	○	
2	休業補償給 付支給請求 書	3	① 1頁「事業主の氏 名」欄不開示部分	○			
		4	② 1頁事業主印影		○		
3	療養補償給 付たる療養 の費用請求 書①	5	① 1頁「事業主の氏 名」欄不開示部分	○			
		6	② 1頁事業主印影		○		
4	療養補償給 付たる療養 の費用請求 書②	7	① 1頁「事業主の氏 名」欄不開示部分	○			
		8	② 1頁事業主印影		○		
5	業務上外等 に関する意 見書	9	1頁労災医員署名及び 印影	○			
6	意見書の提 出について	1 0	1頁医師印影	○			
7	電話聴取書 ①		—				
8	電話聴取書 ②	1 1	① 1頁3行目及び4行 目不開示部分	○			
		1 2	② 1頁9行目ないし2 頁6行目不開示部分	○		○	
9	意見書		—				
1 0	使用者報告 書	1 3	① 1頁代表者職氏名不 開示部分, 担当者部署	○			

			氏名不開示部分				
		1 4	② 1 頁代表者印影		○		
		1 5	③ 3 頁不開示部分	○	○	○	
1 1	会社案内		—				
1 2	労働者名簿 等	1 6	2 頁不開示部分	○			2 頁不開示部分
1 3	タイムシー ト		—				
1 4	賃金台帳		—				
1 5	写真		—				